

児童研だより

2023年10月 No.69



発行：聖徳大学 〒271-8555 千葉県松戸市岩瀬550 TEL.047-365-1111 編集：聖徳大学児童学研究所

CONTENTS

児童学の現代的テーマ



子どもにとってスマホは善or悪？

～求められる情報モラル教育と自律的なスマホ利用～

連載第3弾：子どものスマホ所有に伴う問題(特にネットいじめ)に対し、教師に求められる役割と姿勢を専門家に伺います。

2



障害児の教育を受ける権利

～学校教育を受ける機会を阻害する
保護者への対応～

保護者の学校への妨害行為により不登校となった障害児を保護するため、施設入所の措置等を容認することは出来るか。

甲斐 聡 4

活動レポート

「松戸子育てフェスティバル」に本学 学生がボランティアとして大活躍！

松戸市の子育て応援イベントの内容紹介と、ボランティアとして参加した本学児童学科の学生の活動紹介です。

5



外国人児童生徒への学習 支援の在り方に関する研究

～横浜市A小学校の事例を中心に～

横浜市の小学校の事例を通して、外国人児童生徒への学習支援の在り方を考察します。

6

研究室訪問



小児科医の視点から、知的障害や発達障害のある子どもとその保護者への関わり方についてお聞きます。

中館 尚也 7



子どもが楽しみながら発音練習ができる音読絵本と、古今東西のさまざまな国のお話が入っているお話宝箱の紹介です。

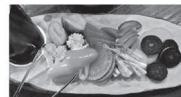
大成 哲雄 金 瑠淑 8

聖徳大学児童学研究所オンラインミニレクチャー続々配信 ～様々な視点から児童学に興味を持っていただくために～

令和4年度の聖徳祭では、児童学研究所からオンライン企画で2本の動画による活動報告(研究所の事業紹介と、各イベントにおける学生の活躍の紹介)をさせていただきました。これらの動画を児童学研究所のHPからも見られるようにした際に、思いついたのが、「オンラインミニレクチャー」のプロジェクトです。本学の児童学に関係する教員による研究を、ネット上で15分程度の動画で紹介することで、聖徳大学で大切にしている児童学を広く紹介することができるのではと考えました。令和5年1月より7月までの間に、右の5人の先生方によるミニレクチャー動画が配信開始となっております。今後も、多文化保育、インクルーシブ保育など、様々な分野から、児童学とは何かを考える材料を提供させていただきます。中学生・高校生にもわかりやすいようなレクチャーになっておりますので、是非お近くの方にもご紹介ください。児童学研究所HPからご覧いただければ幸いです。(聖徳大学児童学研究所https://www.seitoku.jp/chizai/?page_id=211)

(聖徳大学児童学研究所長 東原 文子)

聖徳大学
児童学
研究所



「味わう力」で食を豊かに



1. 「味わう力」で食を豊かに(人間栄養学科・佐藤雅子先生) 令和5年1月～
2. 赤ちゃんと家庭を支えるために(児童学科・深津さよこ先生) 令和5年3月～
3. 児童心理の視点から子育て家庭を考えよう(児童学科・齋藤有先生) 令和5年3月～
4. 育児感情と子育てサポートの関連性(教育学科・森村瑞枝先生) 令和5年4月～
5. 折り紙は魔法の紙(児童学科・広瀬知里先生) 令和5年5月～

児童学の現代的テーマ

子どもにとってスマホは善or悪？

～求められる情報モラル教育と
自律的なスマホ利用～

岡本 尚志
都丸 けい子
久米 知代

教育学部教育学科准教授
心理・福祉学部心理学科准教授
心理・福祉学部社会福祉学科講師



今回は、精神保健福祉が専門の久米知代先生、情報学が専門の岡本尚志先生、学校心理学が専門の都丸けい子先生に、子どものスマホ所有に伴う諸問題と学校教育について伺います。

甲斐：東京都が公表した「家庭における青少年のスマートフォン等の利用等に関する調査」(令和4年度)によると、スマートフォン(以下、スマホ)所有率は、小学生34%、中学生85%、高校生96%。スマホトラブルの内容で最も多いのが、メールやSNSを原因とする友達とのトラブル。また、家庭内でスマホ利用について、全体の62%が、利用する時間や場所、困った時にはすぐ保護者に相談する等のルールを作っている。そこで、最初に長時間利用に関して依存等の観点も含め久米先生からご説明を頂き、次に情報モラル教育について、岡本先生と都丸先生に問題点をあげて頂きます。

久米：長時間利用に関しては依存症の理解が必要になります。WHOの定義を準用すると、スマホの依存症は、快感や高揚感を伴う行為を繰り返し行った結果、さらに強い刺激を求め、抑えがたい渴望が起き、その刺激がないと精神的もしくは身体的に不快な症状を引き起こす状態と言えます。

私は、スマホ依存防止学会のアドバイザーに認定され、学校で講演することもあります。先日ある中学校の全生徒と保護者を相手に講演した際、スマホを所有して困っているか聞くと、顔く生徒が実際にいました。ただ、それをどうしたらいいか尋ねても分からずにキョトンとし、保護者は身を乗り出して聞いている状況を見ると、困っているのは学校の先生だけでなく、保護者、そして、子ども自身であると感じます。ひきこもりや不登校の子どもの殆どは自宅でスマホを触っている。スマホ依存症はこうした状態に繋がる危うさも秘めています。

甲斐：スマホ依存の問題がある反面、平成30年頃から文科省は、いじめ・ひきこもり・不登校等への対処ツールとしてスマホを取り入れています。例えば、「こころのほっとチャット」「BONDプロジェクト」等、LINEやチャットの相談窓口が設置されています。今は子どものスマホ依存から有効活用への過渡期であり、現場は試行錯誤の時期かと思われます。次に、スマホの適切な利用と情報モラルを中心に岡本先生と都丸先生からお話を伺います。

岡本：私が考える課題の第一は、学校現場で情報モラルを扱う教科がなく、時間を割くことができないことです。総合的な学習(探究)の時間を使うことは可能ですが、情報モラルを取り上げるかは校長の裁量に任されています。唯一、小学校では道徳の時間の中で扱うことができますが、JAPET&CEC、NTT、LINEなどの外部団体や企業が提供している冊子を用いており、学校教育として教師が教えるという段階に至っていません。

二点目は、プライベートのスマホにどこまで学校が関与するかという問題があります。一人一台配布される

タブレット端末は、学校からの貸与なので、その使い方については学校が指導すべきですが、スマホについては家庭で教育すべきと考える先生が多いです。一方、約4割の保護者が学校の授業で取り上げて欲しいという調査結果があり、この認識の差が問題と考えます。

甲斐：子どもたちが長時間生活する学校で作られた関係性が、プライベートのトラブルになっている状況がある以上、子どもの相談先として学校側も対応を迫られると思います。

岡本：おっしゃる通り、実際に問題が起これば、学校と保護者の間で問題解決をしていかなければなりません。ただ、それを学校や教員がどこまで認識し承るかは、今の学校、教員にとって非常に難しい問題と考えます。

甲斐：一番の問題は、児童・生徒間のいじめ問題かと思われますが。

都丸：いじめに関しては、2013年のいじめ防止対策推進法以降、定義は変更がなく、「当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が…」とされ、学校の内外を問わないとなっています。この一言がある以上、プライベートの問題でも、一定の人間関係が認められる場合には、学校が関わらざるを得ない。さらに、いじめの定義の中に、インターネットを通じて行われるものを含むとあります。いじめの形態の一つ「パソコンや携帯電話等で、ひぼう、中傷や嫌なことをされる」の認知件数は、実態調査によると、特に小学校では、近年増加の一途を辿っている。コロナ禍とギガスクール構想を背景に、インターネットの利用時間が増え、リテラシーの問題が浮き彫りになっていると推測します。

保護者のトラブル発見方法は、小学校低学年など年齢が小さいほど、コミュニケーションを密にすることで発見できたというデータがあります。年齢が上がるとそうした相談が減少する。子どもが小さいうちから、困った時に誰にどんなふうに相談するか、相談する力を育て、困った時の対処法をネットの使い方とともに教育することも必要です。

甲斐：学年が上がると親への相談が減るのは、より深刻な問題だから言えないケースもあるかと思います。例えば、性的問題やお金の貸し借りが絡むいじめの問題は絶対親に言えないわけです。当然、子どもを評価する立場である学校にも言えない。そこで先程のNPO等の窓口を通し、子どものトラブルを拾い上げ、学校にフィードバックする方式が考えられます。例えば、千葉県柏市では、「STANDBY」という匿名でいじめ相談ができるアプリを各学校に導入している。SNSは敷居が低く、対面より抵抗がない。そして、認知したイジメケースを市や教育委員会を中心とした機関と連携し対処している。

久米：私が関わっている教育委員会のいじめ防止対策委員会では、児童生徒対象の年2回のいじめに関するアンケート調査で、「いじめられている場所」に、「LINEなどのSNSやメール」という項目を入れ、いじめの温床になっていないか実態を把握している。さらに、加害者と



被害者を特定できる工夫をし、彼らに話を聞いたり、追跡調査をしています。学校の先生が実態を把握した上で対処し、学校で対処できない部分は、外部機関に手伝わってもらうようになっています。

甲斐：いじめ問題に関しては、学校側が頑として立ち向かっている姿勢を示す、例えば、学校教育法による出席停止措置の適切な運用等が考えられます。いじめている子に対する対応を学校が明確に示すことは、傍観している他の子どもにとっても教育的効果が期待できます。いじめ防止対策推進法第23条では、犯罪行為に該当するような重大事案は、警察に通報又は援助を求める義務が学校にはあります。これも学校の先生方は、強く自覚していただく必要があると考えます。

都丸：先生方は、子どもを守る、教育することが第一の仕事。ある程度子どもの失敗は許し、失敗を糧にその子をどう育てていくかという視点をお持ちです。ただ、今の世の中には合っていないところもある。警察に通報する基準などの法的な視点が学校には殆ど無く、その意味では、スクールロイヤーを積極的に活用して、この事案にどんな対応ができるのか、それが子どもの成長にどう繋がっていくのか等、教育の視点と法的な視点の両方をもって、いじめ問題は対処していかないといけない。私もいじめ防止に関わっており、弁護士の方と話すと、そう思います。

甲斐：いじめ対応のネックは加害者特定でしたが、プロバイダー責任法が改正されて警察が介入すれば特定できるようになる。この点をも子どもに自覚させる指導が必要でしょう。

久米：いじめている子が、実は他の子からいじめられているなど、いじめの構造はとても複雑で、SNS上で人にやられたから私もやっていい、という認識も起きやすい。だからリテラシーを低学年のうちから身につける必要があります。学年が上がると問題を隠すこともあり、秘密をもつことは成長過程では大事である一方、秘密にしていることは線引きも、リテラシーとして重要です。スマホやSNSの使い方やフィルタリングのかけ方など、親や教員は時代に合わせて勉強する必要があり、一緒に伴走しながら、守るべきは子どもの人権、命であること。依存といじめのどちらの対策においても重要だと思います。

岡本：ある一定のレベルを超えた事案については警察が介入できるといった大事な法律のポイントをリメディアル教育という形で、もう一度先生方に知っていただく機会を設けることも必要かと思います。例えば、著作権法に抵触して先生自身が訴えられた事例もありますので、まずは、先生たちが法規範を理解する必要があります。教員と保護者が協同して、子どもたちを悪いことに走らせないという環境を作ることが大事です。しかし、先生方は本当に忙しくて対応に必要な時間をなかなか捻出できていない状況もあります。

都丸：ネットいじめは、未然防止が中心になるかと思います。一度起こると拡散され、ずっと残るケースがありますし、深刻度も急速に変化していきます。時代と共に知識はどんどん刷新されていきますので、チーム学校の体制で、メディアに強い地域人材と連携しながらやっていくといいのですが。

久米：学校において外部の講師が話すことは、児童生徒には刺激になることを感じます。私が学校で講演するときにも、非常に興味をもって聞いてくれるように思います。私の知る学校では、中学校入学前や夏休み前など、タイミ

ングを図りながら意図をもって講師を招聘しています。保護者会の場で講演することもあります。そのように色々な立場の人に関わってもらう形で、効果的に外部と連携するとよいと思います。

甲斐：先生方が全てを担うことを前提とせず、行政・NPO・警察・大学等との機関連携のためのスキルの研鑽を教育現場で積極的に行うべきですね。また学校側から保護者に対して、子どものスマホ利用によって生じた実際のケースを交えて、保護者に自覚を促し、家庭内での親子の会話を通して考えてもらう必要があるでしょう。

岡本：私は高校の情報科の教科書を執筆していると、いじめ防止の演習を作れないかという相談をよく受けます。しかしこれは、「悪ふざけや気の緩みがこのような結果を生む」ということを、事例を元に理解してもらう形で教育するほかありません。また、今はインターネットにより空間的な距離が縮まっていますが、LINEやSNS上では、本当の相手の表情や雰囲気分からない状態でのコミュニケーションになっていることに留意させる指導も必要だと思います。

甲斐：なるほど。例えば、ネットいじめの加害者役と被害者役でロールプレイングすること等も有効ですね。すぐ取り入れられる案ですね。ありがとうございました。

(北畑 彩子 記・川口 一美 監修)



(左から)都丸けい子先生、甲斐聡先生、岡本尚志先生、久米知代先生
用語解説

スマートフォン使用に関わる問題へのアプローチ

【現状を知るには】

東京都生活文化スポーツ局はH4年に「家庭における青少年のスマートフォン等の利用に関する調査」を行い結果の公表をしている。

(<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/04/28/30.html>)



【スマホを活用した学校と家庭・大人との橋渡しとして】

近年スマホやLINEを有効活用し子供の抱える問題にアクセスする試みも身近になった。

こころのほっとチャット：

<https://www.npo-tms.or.jp/service/sns.html>



バンドプロジェクト：

<https://bondproject.jp/>



千葉県の柏市では行政とNPOが協力して、アプリを開発。ネットやスマホでのトラブルを吸い上げ、学校につないでいる。(<https://www.city.kashiwa.lg.jp/jidoseito/kyouiku/ijime/stopit.html>)

子供のスマホ利用を取り巻く取り組みは年々広がりを見せ、相談できない子供の助け舟になっている。



(川口 一美 記)





障害児の教育を受ける権利

— 学校教育を受ける機会を阻害する
保護者への対応 —

聖徳大学児童学研究所准教授 甲斐 聡

障害児の教育を受ける権利については、本誌66号・同67号に於いて採り上げてきたが、今回は、保護者の学校等への度重なる妨害行為により不登校となった児童に対し、児童相談所長が申立人となり障害児入所施設への入所又は里親委託の承認を求めたケースを考えます(名古屋家審令和1年5月15日判例時報2497号77頁)。

事実の概要は以下の通りです。現在、特別支援学校高等部3年生(17歳)の女兒Aは、3歳時に療育手帳4度相当の軽度知的障害と判定され、児童相談所等の援助を継続的に受けながら10年後の再検査で療育手帳3度相当の判定を受けた。Aが中学校(特別支援学級)に入学した平成26年4月頃、同級生との些細なトラブルを解決した教員に父B[職業不詳]は不満を持ち、苦情を言って学校側に謝罪させ、その後も誠実に欠けるとして激高したことが影響し、不登校となった。Aは中学2年時の一学期を不登校のまま他校の特別支援学級に編入し3年生となるが、担任への愚痴を聞いたBは、担任教諭の態度や発言が気に入らず、学校側の謝罪や対応に激高し、過去の苦情を蒸し返す言動を繰り返したことで、平成28年9月頃からAは再び不登校となり、翌年3月に卒業式にも出席しないままに中学校を卒業した。Aが二つの中学校に在籍した授業日数は585日で、出席日数は約4割の216日しかなく、その間、B及び母C[療育手帳3度相当・心療内科等に通院中]が学校に準じる教育機関にAを託したり、自宅学習をさせたりすることはなかった。

平成29年4月にAは〇学校高等部に入学し、欠席することなく授業等の学校生活に意欲的に励んでいたが、6月26日に学校で階段を踏み外して足を負傷し、教職員と病院を受診し連絡を受けたBも駆け付けた。診察により左足首捻挫で全治3週間とされ、再受診にはBが付添うことになった。ところが、会計の際に病院がAの姓を誤って記載した診察券を発行したことから、Bは学校の教職員の受付時のミスであると誤解、罵倒し一方的に謝罪させた。後日、誤解は解けたものの、再受診は学校の暇な人が連れて行けばいいと言い出し、話し合いの場では学校側の謝罪の声が小さい、教頭とは話したくない等と自らの態度を改めることはなかった。6月30日にAが帰宅した際、Bは学校へ電話し再受診はそちらが面倒を見るよう求め、学校と話をつけるまで帰って来るなど怒鳴りつけ、家から追い出した。学校側はバスで向かっているはずのAが到着しないため110番通報し、午後7時30分頃、バス停で座り込んでいるAを警察が保護、ネグレクト児として通告を受けた児童相談所は一時保護を開始し、その後、児童福祉法28条1項1号に基づく障害児入所施設への入所等の承認の申立てを行った。

本件の場合、児童虐待防止法2条に定める典型的な虐待行為は見られないものの、親権者BCの養育の在り方が不適切であるとされたもので、上記の中学校・高校におけるBの行動の結果Aが不登校となり、更にAの登校を禁止する等したことで教育を受ける機会を妨害した点が問題となる。なお、CはBの意向に逆らえない状況であった。

本来BCは、未成年者Aに対して普通教育を受けさせる義務(憲法26条2項・教育基本法5条・学校教育法16条)を負っているが、上記の妨害行為はAにとり極めて重要な成長発達権を中核とする教育を受ける権利を積極的に妨げていたといえる。また、高等部における後期中等教育課程は義務教育ではないが、Aの自立のために一層の手厚い教育が施されることが望ましい障害児であることから、充実した学校生活が送れるように、BCは学校や福祉関係者と連携してAの助力に努めることが、未成年者に対する監護養育義務者(民法820条)の在り方であろう。

また、本件の申立てである児童福祉法28条1項1号に基づく障害児入所施設への入所等の措置は、親権者の意に反するときに家庭裁判所の承認を要するが、それは保護者が、その児童を「虐待」し、「著しくその監護を怠り(監護懈怠[ケタイ])」、「その他の保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合(著しい児童の福祉の侵害)」に認められる。本条における虐待や監護懈怠は、「著しい児童の福祉の侵害」の例示列举とされ、承認の判断においては、審判時の状況だけでなく、将来的にBCに監護させることが児童の福祉を害するか否かについても検討すべきとされる。

以上の様な観点から考えるに、B自らが引き起こしたトラブルの解決をAに押し付け家から追い出す行為は、それ自体がネグレクトで、Aの意思に反することを強要して過度な精神的ストレスを与える、極めて不適切な対応であったといえる。Aは17歳という年齢になり、自分が一時保護された契機がBと学校との問題であることを理解している。また、施設での安定した生活で通学ができ、自分の時間が持てること等から親元でなく施設又は里親の下で通学することを望んでおり、Aの意向に反することは学校教育を受ける機会を再び奪うことに直結し、当該児童の福祉を害すると言える。本件は、障害児の教育を受ける権利という社会的な権利を、保護者の妨害行為により侵害を受けた点に中核に据えた一考すべき審判例といえよう。



活動レポート

「松戸子育てフェスティバル」に本学学生がボランティアとして大活躍！

松戸市の子育て応援イベントの内容紹介と、
ボランティアとして参加した本学児童学科の学生の活動紹介です。

教育学部児童学科講師 上田 智子

5月28日(日)、松戸市民劇場他で開催された「松戸子育てフェスティバル」において、本学学生がボランティアで活躍しました。

「松戸子育てフェスティバル」は、子育て中の家族の応援を目的に、市内の子育て支援団体と松戸市が共同開催するイベントで、聖徳大学も実行委員会に参加しています。コロナ禍のため4年ぶりの開催となった今年の子育てフェスティバルは、松戸駅周辺の5会場を使って分散開催されました。

まず松戸市民劇場では、「『保育者のタマゴ』のSTORY TIME ～おはなしであそぼう」というブースを運営しました。STORY TIMEとは、アメリカの図書館などで行われている子ども向けプログラムで、おはなしや絵本の読み聞かせに、遊びや活動を取り入れることで、子どもたちに本に親しんでもらうとともに、子どもの興味関心、読解力・想像力・創造力を育もうという活動です。那須塩原市立図書館での石川由美子氏(宇都宮大学)の取り組みにヒントを得て、今回は、絵本『くものすおやぶんとりものちょう』(秋山あゆ子、福音館書店)の読み聞かせと、おはなしの世界を十二分に楽しんでもらうための遊びで、プログラムを構成しました。クモの巣を模した「的あて」、クモの糸を引っ張ってお菓子を当てる「千本くじ」、塗り絵や切り絵、工作等、学生のアイデアから生まれたさまざまな遊びを用意して、訪れた親子さんに楽しんでいただきました。

また各会場では、学生たちが、受付やベビーカー整理などイベント運営補助のボランティアとしても活躍しました。中にはキャラクターの着ぐるみに入るという貴重な体験をした学生もいました。

学生たちは、本ボランティアを通じて多くの学びを得ていました。初めて会う子どもたちへの働きかけに試行錯誤する機会、子育て支援に関わる市民の方や行政の担当者、訪れた親子など多様な人と関わる機会が持てるのは、ボランティアの醍醐味です。今後も、「松戸子育てフェスティバル」への学生の参加を応援していきたいです。

・学生たちの感想

「実際に子どもたちに関わる仕事についている方々が率先して動いてお手本を見せてくださり、徐々に自分から積極的に動き、子どもたちと同じ目線に立って話しかけてみたりすることができたと思う。」

(児童学科保育士養成コース1年 塩田 さゆみ)

「保護者やボランティアの方々の子どもに対する愛情や成長に対する希望を感じ取ることができた貴重な時間となった。」

(児童学科保育士養成コース1年 小澤 彩乃)



はじめに

急増する外国人児童生徒への学習支援の施策に関して、文部科学省の2018年の調査では、日本語指導が必要な児童生徒の2割以上が日本語指導等の「特別な配慮に基づく指導」がなく、「特別な配慮に基づく指導」を受けている者のうち4割が「特別的教育課程」の編成や実施がされていません。その背景として、①学習支援体制の問題と②地域や学校環境の格差の影響が理由として考えられます。そこで国と横浜市の外国人児童生徒への学習支援の施策の動向と、横浜市A小学校の事例研究の3つの研究課題を設定しました。

■研究1 日本の学習支援の施策の動向に関する研究

(目的と方法) 日本の外国人児童生徒の現状と学習支援の施策の動向と実態を明らかにするために、文部科学省の資料を分析しました。

(分析と考察) 外国人児童生徒急増の背景には、日中国交正常化、ベトナム戦争終結、入管法改正等、様々な要因があります。多国籍化や定住化も進み、ここ10年で日本語指導が必要な児童生徒は約2倍に増えています。しかし、外国人を一時滞在者とみなし、労働力としての受入を優先させるがゆえに、外国人児童生徒への施策が遅れたといえます。2016年の「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について(報告)」(文部科学省)で、外国人児童生徒のライフコースの視点に立った学習支援が講じられるようになりました。現在は外国人児童生徒支援のための指導者の確保や、日本語能力に見合った適切な指導ができる指導者の専門性の向上が課題となっています。

■研究2 横浜市の学習支援の施策の動向に関する研究

(目的と方法) 横浜市の外国人児童生徒の現状と学習支援の施策の動向と実態を明らかにするために、文部科学省及び横浜市教育委員会の資料を分析しました。

(分析と考察) 1970年代から帰国子女、中国からの帰国者等が急増し、多国籍化が進んでいます。日本語指導が必要な児童生徒は、ここ10年で約3倍に増加しています。1981年には「日本語回復教室」を開始し、1986年には外国人児童生徒への「日本語教室」へと転換していきます。1992年には、日本語指導に加えて教科指導や生活適応指導を行う「国際教室」を各校に開設、2017年からは日本国籍でも「日本語指導が必要な児童生徒」5人以上に教員を加配し、国際教室設置校が急増しました。現在では、3か所の日本語支援拠点施設「ひまわり」で初期集中日本語指導後に在籍校での国際教室の指導を受けることになります。日本語レベルに応じて日本語講師や母語支援ボランティアの支援も受けられます。国際教室担当者育成のために、日本語指導専門の指導主事と日本語支援アドバイザーが配置されている横浜市の

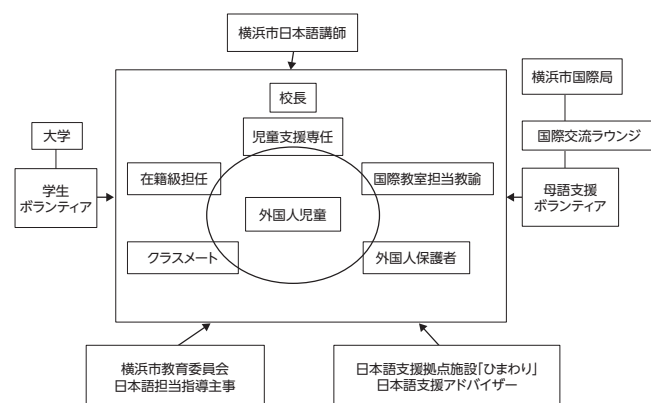
施策は、国より手厚いといえます。

■研究3 横浜市A小学校の事例研究

(目的と方法) A小学校の学習支援の在り方を明らかにするために、半構造化インタビューを実施しました。インタビュー項目は①職務年数、外国人児童生徒指導経験、②職務内容、③担当者として職務を支える仕組み、④校内の協力体制の構築方法、⑤行政や他の協力機関との連携方法、⑥これからの展望や課題について、の6項目です。

(調査対象) A小学校外国人児童関係教職員11名。

(分析と考察) A小学校の事例から明らかになった学習支援体制の特徴の一つ目は、行政からの連携の要となる日本語支援アドバイザーによる国際教室担当教諭への支援です。日本語支援アドバイザーは、学校訪問をしたり、研修会を開いたり、外部機関と連携したりして国際教室担当教諭を育成する役職です。二つ目は、外国人児童理解に富んだ校長のリーダーシップ、三つ目は、校内の連携の要となる児童支援専任が、児童本人や保護者との信頼関係を築いた上で、担任、国際教室担当教諭、ボランティアをつなぐ支援体制を組んでいることです。児童支援専任は、市内全小学校に配置された特別支援教育コーディネーターを兼務する役職で、A小学校では国際教室担当を兼務しています。四つ目は、外部機関との連携による手厚い学習支援、五つ目は、教職員の外国人児童への意識の共有です。



A小学校学習支援体制図

A小学校の事例から明らかになった学習支援方法の特徴の一つ目は、国際教室担当教諭による教科指導を通して日本語の表現を学ばせる「日本語と教科の統合学習」、二つ目は、在籍級でも視覚的教材活用やワークシートの工夫等、担任による分かりやすい授業、三つ目は、高学年や初期指導、主要教科を優先し、2～3人の少人数指導を行う取り出し指導の工夫、四つ目は、学習意欲を引き出すような授業展開の工夫、五つ目は、外国人児童の自己肯定感を高めるための教職員間の協力です。

■おわりに

今回は、集住地域ではない国際教室設置小学校で検討を行いました。外国人児童生徒の更なる増加を見据え、今後は少数在籍校や中学校での学習支援等も含め、縦断的に学習支援の在り方を検討していきたいと考えています。

研究室訪問 #32

聖徳大学大学院教職研究科
教授

中館 尚也 研究室



第32回は、本学大学院教職研究科で「知的障害者の生理・病理学」と「小児血液・悪性腫瘍学」を専門に研究されている中館尚也教授です。

■先生のご専門についてご紹介ください。

元々小児科医で、小児血液学と小児悪性腫瘍学という分野が、私のバックグラウンドになっています。この領域を中心に、大学病院で子どもの白血病の診療と研究、研修医の教育に携わっていました。また、20年ほど前に国立成育医療研究センターに移ってからは、知的障害や発達障害、小児心身症の診療を行い、不登校の子どもたちにも関わっていました。

■ご専門の学問の魅力はなんですか。

私は子どもが好きで小児科を選びましたが、初期研修の時に白血病の女の子を受け持ちました。当時は治療法が確立していない時代だったので、夜も寝ないで必死に調べながら治療にあたりましたが、助けることはできませんでした。このような患者さんを助けたいという気持ちから、小児白血病の治療と研究を始めることになりました。その後も、目の前の患者さんとその保護者から日々学ばせていただいていることを実感していました。

また、当時、子どものがんや白血病の原因となるがん遺伝子の研究に取り組んでいました。その原因を探して見つけるのは大変難しいことですが、こういう性質があると治りにくい、あるいは治りやすいというのは、遺伝子を調べることではだいたいわかります。今は、このような遺伝子研究が飛躍的に進展して、様々なことがわかる時代になってきています。

■ご専門分野の研究や現場での経験において、現場等での対応の変化や現状、家庭で実践できることなどあれば教えてください。

医療現場では、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わってきていると感じています。子どもたちが自由に過ごせるのはよいのですが、何か一つの約束事を守って生活するということが希薄になっている気がします。また、保護者も病院の医師に対して親しみを持って来られますが、一方で大いに診療への期待も高まっていて、子どもたちやその家族の気持ちに配慮しながら診療することが求められ難しい時代になったと思います。小児科医の立場からすると、やはり家庭でのしつけが重要だと思います。特別

なことではなく、家の中でのあいさつや食事に対する感謝などです。

■先生が大学の教員、研究者になられたきっかけはなんですか。

心身症の子どもを診療しているうちに、子どもへの接し方を工夫するとともに保護者に寄り添うことの大切さに気づきました。特に、不登校の場合は年齢が上がっていくと解決することが多いので、それまでいかに保護者に安心して待ってもらうかが大事です。国立成育医療研究センターでの臨床経験では、発達障害や知的障害の子どもが増え、関東一円から集まって来るという状況がありました。やっとの思いで同センターでの診療に辿り着いたという方々が多く、保護者の精神的な負担を減らすことを大切にしてきました。このような思いが発達障害の子どもに携わるきっかけになり、遺伝子の働きに着目した研究の方向性を模索しています。一方で、このような障害は、訓練と指導などによっていろいろ伸ばすことができるので、子どもへの適切な支援や教育がとても重要になります。

■研究や現場の立場において取り組んでいきたいことを教えてください。

教育・保育現場の皆さんに提供できるのは、やはり医師としての経験と知識です。知的障害や発達障害の様々な特性に関する最新の情報を理解していただき、日々の実践や支援に役立てていただきたいと思います。

また、乳児健診の時に発達障害の可能性が考えられる子どもがいますが、3歳児健診後は就学時健康診断しかありません。一部の自治体では、乳児健診と就学時健康診断の間に健診を設けている地域もあり、早期発見を目指してこのような取り組みをさらに広げていきたいと考えています。

■読者の方々へのメッセージがあれば教えてください。

幼稚園や保育園の現場では、一人ひとりの子どもを大切に育て、能力を伸ばしていこうとする気持ちがあふれています。小児科医の視点から考えると、大人の支援が必要のところもあれば、子どもが自分でできるところもあるので、子どもの意欲を大切にしてほしいです。また、発達障害がはっきりと診断できるのは7～10歳くらいからであり、幼稚園や保育園の時期はまだよくわからないことが多いです。子どもの成長や発達には個人差があります。少し気になることがあっても、それを子どもの個性や特性として捉えて、長い目で育てていただきたいと思います。

(森 貞美 記)



私の本棚より

かえるくんとかたつむりくん

大成 哲雄・監修 秋山 篤・作 能登谷 小町・絵
三恵社(2023年)

本書は、発音練習の音読絵本として今年の6月に出版されました。私が監修し制作過程を見てきました。まず昨年春、児童学科の秋山先生から「発音練習するための絵本を作りたい」と相談がありました。先生は言語聴覚士として、現在も就学前の子ども達の発音指導をしており、発音できるようになった子どもが文章でも発音ができるよう、楽しく音読練習ができる絵本を作りたいと熱弁されました。こういった絵本教材は他に無く、美術研究室の能登谷副手も趣旨に賛同し、絵を担当することとなりました。テスト原画を使った発音指導の動画を見て、本書の意義を改めて実感し、完成を目指しました。

「かえるくんとかたつむりくん」は、力行音とサ行音の発音ができなかった子が力行音だけ発音ができるようになった時に楽しく音読できるよう、文章の中にサ行音が入っていません。また、かくれんぼを楽しむ2匹は表情豊かに描かれており、発音練習が必要ない子も楽しめる内容になっています。今回、他に「たこやきやけたか」と「すーすーするよ」も同時出版しました。是非、多くの方に手にとっていただきたいです。



聖徳大学 教育学部
児童学科
教授 大成 哲雄

ママおはなしよんで親子で聞かせたい おやすみまえの365話

千葉 幹夫・編著
ナツメ社(2011)

近年、外国とかかわりをもつ子どもが増えている中、そういう子ども達が親子で楽しみながら言葉を覚えるのに良い本を1冊紹介します。

本書は、日本と世界の昔話や名作が365話載っているオールカラーの童話です。多様な物語りに触れることを目的とした本で、児童文学への足がかりになるお話もたくさん載っています。例えば、「日本と世界のお話、世界の名作童話、アンデルセン童話、グリム童話、イソップ童話、ギリシャ神話」などが載っているので、保護者はさらに詳細な内容を聞かせたり、母国語で原書を読むこともできます。また、お話のタイプも、「楽しいお話(94話)、不思議なお話(63話)、考えるお話(62話)、笑えるお話(41話)、感動するお話・冒険するお話(37話ずつ)、怖いお話(18話)、悲しいお話(13話)」の8種類が載っているので、子どもの豊かな心を育てることが期待できます。毎日の読み聞かせの時間は、豊かな言葉を聞き、親子の大切なコミュニケーションを取る時間になるはずです。子どもの日本語

力、読解力もおまけでついてくる、お勧めの1冊です。



聖徳大学 教育学部
教育学科
准教授 金 瑠淑

アンケートご協力をお願い

最後までお読みいただきありがとうございます。『児童研だより』No.69はいかがでしたか？パソコンまたは携帯から、どうぞ皆様のご意見をお寄せください。ご協力いただいた方には、オリジナルグッズをお送りいたします。

☆『児童研だより』アンケート入力フォーム専用ページ
<https://forms.office.com/r/N1TXY2KKLF>

携帯電話の方はコチラ



ホームページのご案内

聖徳大学児童学研究所ホームページでは、最新のイベント情報の配信や『児童研だより』のバックナンバーがご覧いただけます。



<検索方法>

検索サイトで「聖徳大学」と入力して検索してください。

>>>>

聖徳大学

検索

聖徳大学(<https://www.seitoku-u.ac.jp/>)のホームページ内「地域連携・社会貢献」から「児童学研究所」リンクボタンをクリックして、ご覧ください。

